

平成 31 年度小田原漁港周辺ガイドブック制作業務委託
仕様書

1 業務名

平成 31 年度小田原漁港周辺ガイドブック制作業務委託

2 目的

本業務は、小田原漁港を中心とした回遊性を創出し、来訪者の利便性や満足度を向上させるため、小田原漁港周辺のガイドブックを制作するものである。

小田原漁港周辺は、近年、本港（水産市場）周辺の水産物を主体とした飲食店等により活況を呈しており、年々来訪者が増加傾向にある。昨年 8 月には地元飲食店関係者を中心とした協議会の活動により、水産市場周辺と早川駅を結ぶ通りが「小田原おさかな通り」と名付けられ、今後より一層の賑わいが創出されることが期待される。

一方、西側エリアに整備中の「漁港の駅 トोटOCO小田原」（小田原漁港交流促進施設）の開業（平成 31 年（2019 年）11 月中を目標）を契機に、小田原漁港にはさらなる交流人口の拡大が見込まれている。

これらの状況に加え、小田原漁港は JR 早川駅から至近であることから、公共交通機関を利用した徒歩による利便性向上の可能性を有している。

本ガイドブックは、本港エリア・西側エリア・早川駅を基点として、各施設や飲食店等の紹介により各エリアの魅力を伝えるとともに、小田原漁港周辺の歩き方を紹介することでエリア内の回遊性を向上させることを目的とする。また、小田原漁港周辺に点在する観光施設や歴史的・文化的資源など、周辺地域との回遊性も促進させる。

3 業務内容等

- (1) ガイドブック制作にかかる企画、制作に伴う撮影・取材等
- (2) ガイドブック制作にかかる地元飲食店・商店会等関係者との打合せ・調整等
- (3) ガイドブックのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- (4) ガイドブックの完成データ作成
- (5) ガイドブックの印刷及び納品
- (6) その他、ガイドブック制作に必要な事項
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

4 掲載内容

- (1) 「2 目的」を踏まえた内容
- (2) 「漁港の駅 トोटOCO小田原」等の各施設や、食の魅力を中心とした飲食店舗等の紹介
- (3) 位置や距離関係がわかりやすい地図
- (4) 本港エリア・西側エリア・早川駅を回遊するルートの紹介
- (5) 小田原城天守閣や石垣山一夜城などの周辺観光施設の紹介
- (6) 小田原漁港へのアクセス
- (7) 問い合わせ・連絡先

(8) その他市民・来訪者の利便性・満足度向上につながる情報

※ 本ガイドブックの対象エリアは、「小田原漁港周辺」とし、本仕様書においては、企画提案時に具体的なエリアは区切らないこととする。上記の業務目的や掲載内容を踏まえ提案を受けるものとする。

※ (5)における写真・画像・テキストデータ等については、本市が保有し提供する既存資料から原則使用することとする。

5 仕様等

(1) サイズ：A4中綴じ

(2) 頁数：提案による

(3) 色数：フルカラー

※目的に適する理由があれば提案により、他のサイズ、綴じ方としてもよい。

6 業務期間

契約締結日～平成31年(2019年)10月31日

7 成果品

(1) 成果品

ア ガイドブック(日本語版) 5,000部

イ ガイドブックの電子データ(CD-R等の電子媒体) 一式

(再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ)

ウ 写真・テキストデータ(CD-R等の電子媒体) 一式

(2) 納品場所

〒250-0021 小田原市早川1-10-1

小田原市役所水産海浜課(小田原市公設水産地方卸売市場2階)

電話 0465-22-9227

8 著作権の帰属

本業務の制作物(素材を含む)の著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)は、小田原市(以下「発注者」という。)に帰属する。また、本業務の全て制作物(素材を含む)の利用に関する全て著作権(人格権は、受託者はこれを行使しないものとする)は、発注者に帰属する。

但し、第三者が権利を保有する素材等を使用した場合など、法令上、上記によりがたいものについては例外とする。この場合、完了報告時の報告書等に対象を明記し、納品物に定める制作物に使用した写真データ一式からは除外すること。

9 完了検査

(1) 受注者は、本業務の完了後、発注者の検査を受けること。

(2) 受注者は成果品について、発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査を受けること。

10 守秘義務

- (1) 本業務に関して知り得た秘密は、第三者に一切漏らしてはならない。
- (2) 成果品（本業務の実施過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 注意事項

- (1) 受注者は、業務の進捗について、発注者に定期的に報告すること。
- (2) 受注者は、校正作業について、発注者が校了と判断するまで行うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ書面により発注者に報告し、その承認を得ること。
- (5) 受注者は、小田原市個人情報保護条例（平成16年条例第25号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

12 その他

この仕様書に定めがないもの、また、仕様書の内容等に疑義が生じたときは、受注者と発注者で協議の上業務を実施するものとする。